

別表1

補助対象事業及び補助率等

事業名	事業区分	補助対象となる経費	補助対象団体	補助率及び対象要件	補助限度額																										
共同施設事業	商店街魅力アップ施設	街路灯	街路灯の整備に要する経費及び撤去費	・法人格を有する商業団体 ・法人格を有する商工業団体 ・法人格を有するNPO団体 (商店街魅力アップ施設を除く。事業実施場所の商店街振興組合・商店街事業協同組合の承認を要す)	補助対象経費の20%以内 街路灯、アーチ、アーケードの新設(建て替えを除く)については、次に掲げる補助対象限度額か、補助対象経費のいずれか低い額の40%以内とする。 算出された補助金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額 1 街路灯 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型式</th> <th>単位</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1灯式</td> <td>1基当たり</td> <td>78,000円</td> </tr> <tr> <td>2灯式</td> <td>1基当たり</td> <td>121,000円</td> </tr> <tr> <td>3灯式以上</td> <td>1基当たり</td> <td>174,000円</td> </tr> </tbody> </table> 2 アーチ <table border="1"> <thead> <tr> <th>脚柱幅員1m当たり</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>286,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 アーケード <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>単位</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全蓋式</td> <td>建築面積1㎡あたり</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>片側式</td> <td>建築面積1㎡あたり</td> <td>86,000円</td> </tr> </tbody> </table>	型式	単位	補助対象限度額	1灯式	1基当たり	78,000円	2灯式	1基当たり	121,000円	3灯式以上	1基当たり	174,000円	脚柱幅員1m当たり	補助対象限度額	286,000円		形式	単位	補助対象限度額	全蓋式	建築面積1㎡あたり	120,000円	片側式	建築面積1㎡あたり	86,000円	1団体について 1,500万円
		型式	単位			補助対象限度額																									
		1灯式	1基当たり			78,000円																									
		2灯式	1基当たり			121,000円																									
		3灯式以上	1基当たり			174,000円																									
		脚柱幅員1m当たり	補助対象限度額																												
		286,000円																													
	形式	単位	補助対象限度額																												
	全蓋式	建築面積1㎡あたり	120,000円																												
	片側式	建築面積1㎡あたり	86,000円																												
アーチ	アーチの整備に要する経費及び撤去費																														
アーケード	アーケードの整備、既設アーケードの塗装工事に要する経費及び撤去費																														
カラー舗装	カラー舗装の整備に要する経費(市町村への負担金も含む。)																														
モニュメント	彫刻、噴水、時計塔、その他商店街を象徴する施設の整備に要する経費																														
遊園施設	ベンチ、テーブル、フラワーポット、花壇、灰皿、親水施設、ごみ箱の整備に要する経費																														
消費者サービス等施設	消費者サービス施設、商店街の買物情報等の情報提供施設、組合員の研修施設及び組合事務所の整備に要する経費(土地購入費及び組合事務所単独での整備を除く。)並びに固定式放送設備及び冷暖房設備の整備に要する経費																														
防犯カメラ	防犯カメラの整備に要する経費及び撤去費																														
共同店舗	共同店舗の整備に要する経費(土地購入費を除く。)及び冷暖房設備の整備に要する経費																														
情報化・合理化推進設備	共同POSシステム、OA機器等商業団体等の情報化・合理化を図る設備の整備に要する経費																														
エコロジー促進設備	空き缶回収機、ペットボトル回収機、トレー溶融固化装置の整備に要する経費																														

事業名	事業区分	補助対象となる経費	補助対象団体	補助率及び対象要件	補助限度額
共同事業	商店街コミュニティ活性化事業 (※コミュニティ共同事業)	ア) 活気と賑わいを高めるイベント事業(地域のまつり、コンサート、イルミネーション等) イ) 地域の課題等の解決に貢献するイベント事業 ・環境対策に関するイベント事業(ごみゼロ運動、資源リサイクル、エコキャンペーン等) ・地域福祉に関するイベント事業(高齢者用品フェア、障害者招待イベント等) ・国際化に関するイベント事業 ・地域社会の防災、生活安全に関するイベント事業(防災フェア、交通安全キャンペーン等) ・その他同様の趣旨で実施するイベント事業	・商業団体 ・商工業団体 ・商工会 ・商店街の連合組織 ・若手経営者団体	補助対象経費の20%以内 市・商工会議所等が実施する催事に協賛して行う装飾等事業及び同期間を実施する催事又は、原則として連続10回以上の開催実績のある事業で、当該補助対象事業費の総額が200万円以上の催事については、補助対象経費の35%以内とする。 ただし、上記に該当する催事のうち、七夕まつりについては補助対象事業費の額にかかわらず35%以内とする。 ※コミュニティ共同事業及び販売促進共同事業における共同宣伝については補助対象経費の25%以内とする。	1団体について 750万円
	販売促進に寄与する中小商業・サービス業者等の共同事業 (販売促進共同事業)	ア) 構成員の販促活性化に関する事業 (※共同宣伝、展示会・見本市等) イ) 構成員の人材養成に関する事業 (講習会・講演会・研修会・研究会、競技会・表彰等) ウ) 調査・情報提供事業に関する事業 (機関紙・情報誌の作成・配布、※ホームページ作成費、調査委託、広報活動等)	・法人格を有するNPO団体 (商店街コミュニティ活性化事業に限る。事業実施場所の商店街振興組合・商店街事業協同組合の承認を要す)		

(注意) 第4条第1項の規定により、補助金額は、上記の補助率・補助限度額により算出された額に100分の90を乗じて得た額とする。